

25 財団法人寄附行為変更取扱方法決定 [昭和五年八月]

発文四五号
 裁決 8月19日 文書課長
 送 発 月 日 起案者 花押

昭和五年六月六日起案

文書課長 (菊澤) (注記4)

次官 (中川) (印)

- 専門学務局長 (赤間) (石丸) (服部) (神野) (野尻) (美作)
- 普通学務局長 (花押) (徳原) (加藤) (岡田) (丁子)
- 実業学務局長 (木部) (加藤) (中島) (大石) (川村) (小関) (浅野)
- 社会教育局長 (西屋) (庶務課長) (小尾) (橋) (野村)
- 社会教育局長 (西屋) (庶務課長) (小尾) (橋) (野村)
- 宗教局長 (西山) (宗教課長) (松尾) (小関) (浅野)
- 宗教局長 (西山) (宗教課長) (松尾) (小関) (浅野)
- 体育課長 (山川) (庶務掛長) (田村) (浅野)
- 体育課長 (山川) (庶務掛長) (田村) (浅野)
- 審査委員 (山川) (印)

伺

(加筆) [昭和五年八月十九日決裁]

財団法人寄附行為変更二関スル件

財団法人ニシテ其ノ寄附行為ヲ変更シ得ル規定無キ場合ニ於テ
 事業ノ執行上其ノ寄附行為ヲ変更セントスル必要ヲ生ジ右ノ認
 可申請アリタルトキ其ノ取扱方ハ従来区々ニシテ一定セザリシ
 ガ社会ノ事情ハ日ニ変遷スル中ニ在リテ絶対ニ之ガ変更ヲ

許サザルハ法人ノ活動ヲシテ困難ナラシムル場合尠シトセズ依
 テ比較的重要ナラザル事項ニシテ事業遂行上止ムヲ得ザル条項
 ノ変更ハ法人設立者ノ意思ニ反セザルモノト認ムル場合ニ限り
 之ヲ認可スルコトトシ尚其ノ機会ニ於テ将来ノ寄附行為変更ニ
 関スル規定 (監督官庁ノ認可ヲ受クルコトヲ必要条件トシテ)
 ヲ設ケシムルコトニ省議御決定ノ上自分其ノ取扱方ヲ一定スル
 コトニ決定相成可然歟仰裁

(加筆) (抹消) (加筆) [八月四日] [十一日] 日審査委員会ニ於テ決定 (菊澤)

(注記7) 財団法人ニシテ其ノ寄附行為ヲ変更シ得ル規定無キ場合ニ於テ

(注記8) 事業ノ執行上其ノ寄附行為ヲ変更セントスル必要ヲ生ジ右ノ認

(注記9) 可申請アリタルトキ其ノ取扱方ハ従来区々ニシテ一定セザリシ

(注記10) ガ〔カクテハ事務ノ不統一ヲ来タスノミナラス且〕社会ノ事情ハ

(注記11) 日ニ二変遷スル中ニ在リテ絶対ニ之ガ変更ヲ許サザルハ法人

(下札2) ノ活動ヲシテ〔萎縮セ〕〔困難ナラ〕シムル場合尠シトセズ依テ

(抹消) 〔寄附行為中ノ名称、目的等ノ重要ナル事項ハ別トシ右以外ノ〕

(抹消) 比較的重要ナラザル事項ニシテ事業遂行上〔必要止〕〔已〕ムヲ

(抹消) 得ザル条項ノ変更ハ〔之〕ヲ認可スルモ支障無之〔〕法人設立者ノ意

(抹消) 思ニ反セザルモノト認ムル場合ニ限り〔之〕ヲ認可スルコトトシ

(抹消) 尚其ノ機会ニ於テ将来ノ寄附行為変更ニ関スル規〔程〕〔定〕

(抹消) (監督官庁ノ認可ヲ受クルコトヲ必要条件トシテ) ヲ設ケシム

(抹消) ルコトニ省議御決定ノ上自分其ノ取扱方ヲ一定スルコトニ決定

(抹消) 相成可然歟仰裁

(抹消) 備考 本件ハ六月四日審査委員会ニ於テ協定済 (菊澤)

(下札3)

参照

寄附行為変更ノ規^(抹消)〔程〕^(加筆)〔定〕ヲ欠シタル財団法人ニ之ガ変更

ヲ認可シタル例

一、大正十三年十二月廿七日米沢教育会ニ対シ寄附行為変更ノ件認可シ寄附行為中ニ寄附行為変更ニ関スル規定ヲ設ケシム

普通学務局取扱

二、昭和二年七月廿四日普連土女学校ニ対シ寄附行為変更ノ件

ヲ認可シ寄附行為変更ノ規定ヲ設ケシメ其ノ他全般ノ変更ヲナサシム

普通学務局

宗 教 局 取扱

昭和五年八月十九日決裁

財団法人寄附行為変更ニ関スル件

財団法人ニシテ其ノ寄附行為ヲ変更シ得ル規定無キ場合ニ於テ事業ノ執行上其ノ寄附行為ヲ変更セントスル必要ヲ生シ右ノ認可申請アリタルトキ其ノ取扱方ハ従来区々ニシテ一定セザリシカ社会ノ事情ハ日ニ日ニ変遷スル中ニ在リテ絶対ニ之カ変更ヲ許ササルハ法人ノ活動ヲシテ困難ナラシムル場合尠シトセス依テ比較的重要ナラサル事項ニシテ事業遂行上止ムヲ得サル条項ノ変更ハ法人設立者ノ意思ニ反セサルモノト認ムル場合ニ限り之ヲ認可スルコトトシ尚其ノ機会ニ於テ将来ノ寄附行為変更ニ関スル規定(監督官庁ノ認可ヲ受クルコトヲ必要条件トシテ)ヲ設ケシムルコトニ省議御決定ノ上自今其ノ取扱方ヲ一定スル

コトニ決定相成可然歟仰裁

〔注記1〕

〔抹消〕
〔例規類纂材料〕

〔注記2〕

〔抹消〕
〔施行前要再回^(丁字)〕

〔注記3〕

〔至急〕

〔注記4〕

〔記録掛 7・5・31 受領〕

〔注記5〕

〔回付月日〕6月7日 体育局長／六月十二日 社会教育局／六月

十四日 宗教局／六月十七日普通□□／七月十六日 □□

—

〔注記6〕

〔五〕〔簿冊内件名番号〕

〔注記7〕

〔抹消〕
〔民法施行〕

〔注記8〕

〔改案〕

〔注記9〕

〔抹消〕
〔寄附行為ヲ法人設立者ノ意思ニ反セザル〕^(佐藤)

〔注記10〕

〔且〕ヲ加フ

〔注記11〕

〔規定〕

(下札1)

〔有原〕種別 つ三ノ一ノ聯繫 登録追加 / 件名 文書課伺 財団

法人寄附行為変更取扱方ノ番号 發文四五ノ結了年月日 五年

八、一九ノ保存年限 ムキノ枚数 6

(下札2)

〔本館〕本頁中「寄附行為中ノ名称、目的等ノ重要ナル事項ハ別トシ右

以外ノ比較的重要ナラザル事項ニシテ」ヲ削除スル〔抹消〕

承認〔コト〕 実業学務局

(下札3)

「左記ノ字句ヲ削除セラレテハ如何

記

一、本頁中「名称目的等ノ重要ナル事項ハ別トシ右以外ノ」

一、次頁中「之ヲ認可スルモ支障無之」

〔丁字〕普通学務局

〔自大13年至昭22年 法人総規〕
〔文部省 3A. 32—7, 2507〕